

# 大会決議

## 1. 誰一人取り残さない、誰でも活躍できる共生社会の実現に向けて、組織や運動の活性化を図ろう

- (1) 全国の仲間と力を合わせて、ウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症による社会の不安や混乱にも対応するため、会員一人一人が互いを思う気持ちを持ち、仲間たちの集う場を整えることで、ろう運動の原動力となる強靱な組織体制を構築する。
- (2) 誰もがICTを活用できる環境整備を求め、ろう者ときこえる人が円滑なコミュニケーションができる社会基盤を構築し、医療・福祉・労働・教育・文化等あらゆる場面で社会障壁をなくす取組みを促進する。
- (3) 連盟会員の拡大や『日本聴力障害新聞』『季刊みみ』の読者増、出版物の普及、全国手話研修センター後援会の加入及びアイドラゴン4の普及を促進し、連盟と加盟団体が財政基盤の確立、組織強化に向けて運動を展開する。

## 2. 国連障害者権利委員会審査における勧告や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行を契機に、手話言語法制定を実現させよう

- (1) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」をより実効性を伴うものとするために、国・地方公共団体、民間企業及び司法・医療・福祉・労働・教育・文化等あらゆる分野での情報アクセシビリティのための予算を確保し、取り組むよう求める。
- (2) 国連障害者権利委員会審査における勧告や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の附帯決議にも記載された「日本手話言語法」の制定を実現させ、手話言語は音声言語と対等な言語であるという認識を深め、ろう者を取り巻く社会的障壁の除去をめざす。
- (3) 国連障害者権利委員会審査における勧告を踏まえ、政府へ我が国の障害者政策の課題について協議を求め、ろう当事者の意見を反映させるとともに、社会へ国連障害者権利条約の理念を広く普及させ、手話言語法制定を求めていく。

## 3. ろう者を含むすべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう

- (1) 医療・福祉・労働・教育・文化等、社会のあらゆる場面で障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、障害者差別解消法の理念に沿った制度を充実させ、障害当事者が主体となり、ろう者をはじめとするすべての障害のある人が安心して暮らせる社会資源の整備や法改正を求める。
- (2) 旧優生保護法のもとで行われた強制不妊や中絶手術の被害を受けた当事者やその家族への救済を行うとともに、きこえない、きこえにくい者であることが理由で逸失利益の算定基準を低くされる等、未だ根強く残る障害のある人への差別や優生思想を払拭するよう取り組む。
- (3) 参政権、保健サービス、司法手続きにおいて、政見放送や議会、司法、行政等、すべての場面において、手話言語をはじめとする視覚的な情報保障の整備の義務づけ、そして、民事訴訟における手話言語通訳費用の負担がないように求める。

#### 4. ろう者のアクセシビリティ向上のため、情報保障体制の強化に取り組もう

- (1) 社会へ「手話マーク」「筆談マーク」の普及を図ることで、コミュニケーション手段の理解や情報保障に対する認識をさらに高めるとともに、全ての芸術・映像作品をろう者が視覚的情報保障で享受できる環境整備を求める。
- (2) 国及び都道府県に、意思疎通支援事業について手話言語通訳者等の配置や対面通訳を基本とした拡充を求めるとともに、誰もが「いつでも・どこでも」自分に適した情報保障を自分で選択することができるような体制整備を求める。
- (3) あらゆる場面で手話言語へのアクセスとその使用を促進するために、それぞれの分野において専門性の高い手話言語通訳者の確保や養成、身分保障の促進に取り組む。

#### 5. ろう者等の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の更なる機能拡充や、ろう高齢者、ろう重複障害者関係施設の充実等、社会資源の整備を求める。
- (2) ろう者が安心して働けるよう、行政や民間企業等すべての職場に対し、合理的配慮提供に対する理解を求め、雇用機会の確保やろう者の特性を踏まえた就労環境を求める。
- (3) ろう者等が利用また入所・通所する事業所の報酬等収入の大幅減少や中長期的な経営悪化に対し、事業を安定的に継続するための財政支援を、国及び自治体に求める。

#### 6. ろう児とその保護者が手話言語による教育を受けられる機会を確保し、すべてのろう児が自身のアイデンティティとセルフアドボカシーを確立できるよう取り組もう

- (1) ろう児やその保護者が手話言語に触れ、手話言語を獲得・習得できる環境整備と支援施策を進める、医療・教育分野等、ろう児に関わるすべての関係機関に対し、療育・教育ニーズに応えられる情報提供を行うことを求める。
- (2) ろう児が自己のアイデンティティを確立できるよう、手話言語の獲得の機会と手話言語による教育を確保し、その基幹となるろう学校の環境改善、存続及びろう教育の専門性の向上を求める。
- (3) インクルーシブ教育の流れの中でも、きこえない・きこえにくい子どもの成長、発達を保障するために、セルフアドボカシー（自己権利擁護）によって、ろう児の自尊心を育てることができる教育環境の整備を求める。

#### 7. 緊急事態時にろう者の命を守り安心して生活ができる社会にしよう

- (1) 今後頻発も想定される災害に備え、平常時から防災情報の提供、コミュニケーション環境・ICT（情報通信機器）の活用を含めた情報保障の確保、地域との連携を含む相談支援体制の充実を図り、ろう者自身も被災者支援に取り組める環境作りを行う。
- (2) ろう者が全国どこにいても簡便且つ多様な手段で「緊急通報」を行うことができる仕組みづくりを求め、自らとその周辺の命を自らで守ることができる社会づくり

を進める。

- (3) 発災の情報取得、避難所での情報保障の充実のために、アイドラゴン4を避難所・福祉施設へ設置する等、ろう者等が災害に関する正確な情報を把握し、自らが的確な行動ができるよう環境整備を求める。

## 8. 世界のろう者と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう

- (1) 国際法を守り、他国侵略を許さないという信念のもとに、話し合いによる紛争解決や核兵器の廃絶・地雷等の非人道的兵器の完全撤去等をめざすとともに、戦争によるろう者の難民支援を通して、世界平和を守る運動に協力する。
- (2) 国連が定めた「手話言語の国際デー」について、ブルーライトアップ運動を通して理解を広めるとともに、連盟のSDGs（持続可能な開発目標）の指標を作成し、国連や世界ろう連盟、他の障害当事者団体と協同して、誰一人取り残されることのない社会の実現へ取り組む。
- (3) 2023年からスタートするアジア太平洋障害者の10年（ジャカルタ宣言）をもとに、アジア圏のろう教育の向上やろう者の社会資源の整備、アジア各国のろう団体の育成と支援および手話言語の認識を高めてもらう支援を、アジアろう児・者友好プロジェクトへの募金活動を通して、積極的に進める。

## 9. 2025東京デフリンピック開催決定を契機に、新たな共生社会の形を創造していこう

- (1) ろう者が主体となり、2025東京デフリンピックの大会運営や競技運営を担い、関係団体等のきこえる人との協働により、情報・言語・コミュニケーションのバリアフリーの促進や、きこえる人ときこえない人が共に暮らせる共生社会を実現するためのデフリンピック・ムーブメントを全国各地で推進する。
- (2) 加盟団体やデフ競技団体とともに、社会へデフスポーツの認知度を高め、デフスポーツの環境を整え、競技力や人間性の高いデフアスリートの育成、発掘を行い、デフリンピックがきこえない子どもやデフアスリートの夢となるように取り組む。
- (3) 「新たな国際スポーツ大会の運営の形（持続可能な大会）」を、2025東京デフリンピックのレガシーとして、これからのデフリンピックに引き継いでいくため、透明性の確保を目的としたガバナンスを強化しながら国際手話通訳者の養成を含む、質の高い競技運営を行い、2025東京デフリンピックを成功させる。

## スローガン

1. 誰一人取り残さない、誰でも活躍できる共生社会の実現に向けて、組織や運動の活性化を図ろう
2. 国連障害者権利委員会審査における勧告や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行を契機に、手話言語法制定を実現させよう
3. ろう者を含むすべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう
4. ろう者のアクセシビリティ向上のため、情報保障体制の強化に取り組もう
5. ろう者等の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう
6. ろう児とその保護者が手話言語による教育を受けられる機会を確保し、すべてのろう児が自身のアイデンティティとセルフアドボカシーを確立できるよう取り組もう
7. 緊急事態時にろう者の命を守り安心して生活ができる社会にしよう
8. 世界のろう者と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう
9. 2025東京デフリンピック開催決定を契機に、新たな共生社会の形を創造していこう